

大阪府の宿泊税について

大阪府では2017年1月1日から法定外目的税として宿泊税が導入されていますが、2019年6月1日から、以下の通り宿泊税の課税対象となる宿泊料金が現在の10,000円以上から7,000円以上に引き下げられます。

宿泊税

・変更前（2019年5月31日まで）

宿泊料金 (サービス料を含む 1人1泊あたりの室料)	税額
10,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上 20,000円未満	200円
20,000円以上	300円

→ ・変更後（2019年6月1日から）

宿泊料金 (サービス料を含む 1人1泊あたりの室料)	税額
7,000円以上 15,000円未満	100円
15,000円以上 20,000円未満	200円
20,000円以上	300円

※宿泊税の課税額は、宿泊料金お1名様1泊に対する税額です。

※宿泊契約や宿泊代金等の支払いの日付にかかわらず、2019年6月1日の宿泊から適用されます。なお、2019年5月31日までは、1名様1泊1万円以上の宿泊料金に対して課税されます。

●課税対象となるもの

・宿泊料金および宿泊料金に加算されるサービス料

※宿泊料金は、食事料金などを含まない、素泊まりの料金を指します。

●課税対象外のもの

・消費税等に相当する金額

・宿泊以外のサービスに相当する料金

(食事、会議室の利用、電話の利用などにかかる料金)

リンク)

大阪府の宿泊税について、詳しくは大阪府のホームページをご覧ください

<http://www.pref.osaka.lg.jp/toshimiryoku/syukuhakuzei/>

以上